

議第591号から議第602号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成27年3月9日提出

京都市長 門川 大作

1 被害者に対するもの

議案番号	損害賠償額	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
591	77,944,035 円		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
592	5,369,322		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
593	2,835,073		建物の床下及び家財等の損傷等
594	2,140,777		建物の1階及び外構の損傷等
595	1,164,650		車両等の損傷
596	877,244		建物の床下、家財等及び車両等の損傷等

2 損害賠償請求権を代位取得した債権者に対するもの

議案番号	損害賠償額	債権者	事故の概要	
			被害者	損害の程度
597	円 1,782,700	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		車両の損傷
598	1,077,012	東京都渋谷区代々木二丁目12番10号 全国労働者共済生活協同組合連合会		車両の損傷
599	2,089,129	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 日新火災海上保険株式会社		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷
600	1,223,100	大阪府中央区南船場一丁目18番11号 富士火災海上保険株式会社		車両の損傷
601	1,169,700	同上		車両の損傷

602	944,600	同上		車両等の損傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。